

令和3年5月23日
立石地区センター別館

葛飾区児童相談所・一時保護所設置に係る住民説明会

次第

1 開 会

2 ご挨拶

葛飾区子育て支援部長 横山 雄司

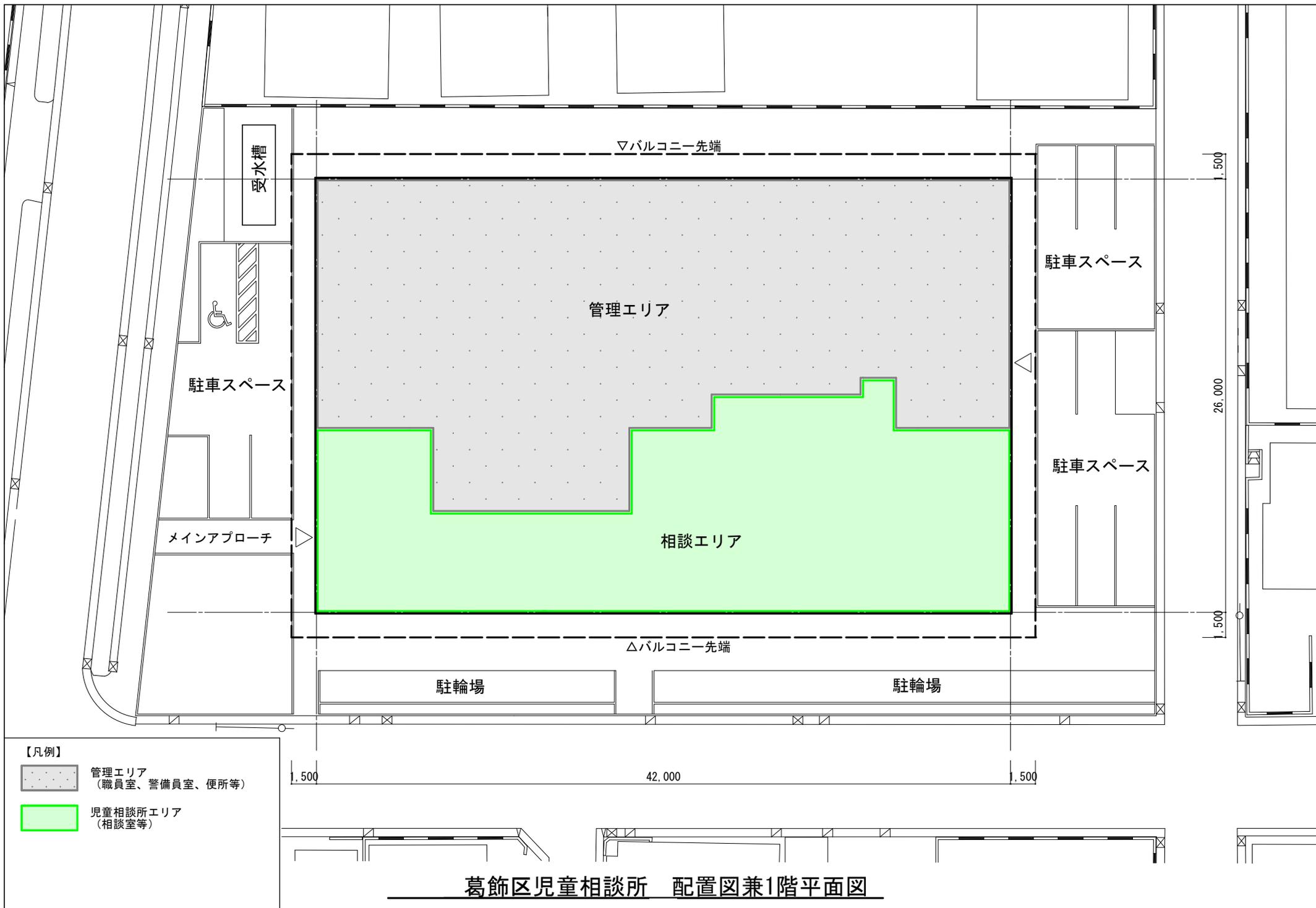
3 「葛飾区児童相談所・一時保護所の建物概要」について

(建設予定地：葛飾区立石二丁目179番1号、2号)

葛飾区子育て支援部児童相談所開設準備室長 忠 宏彰

4 質疑応答

5 閉 会

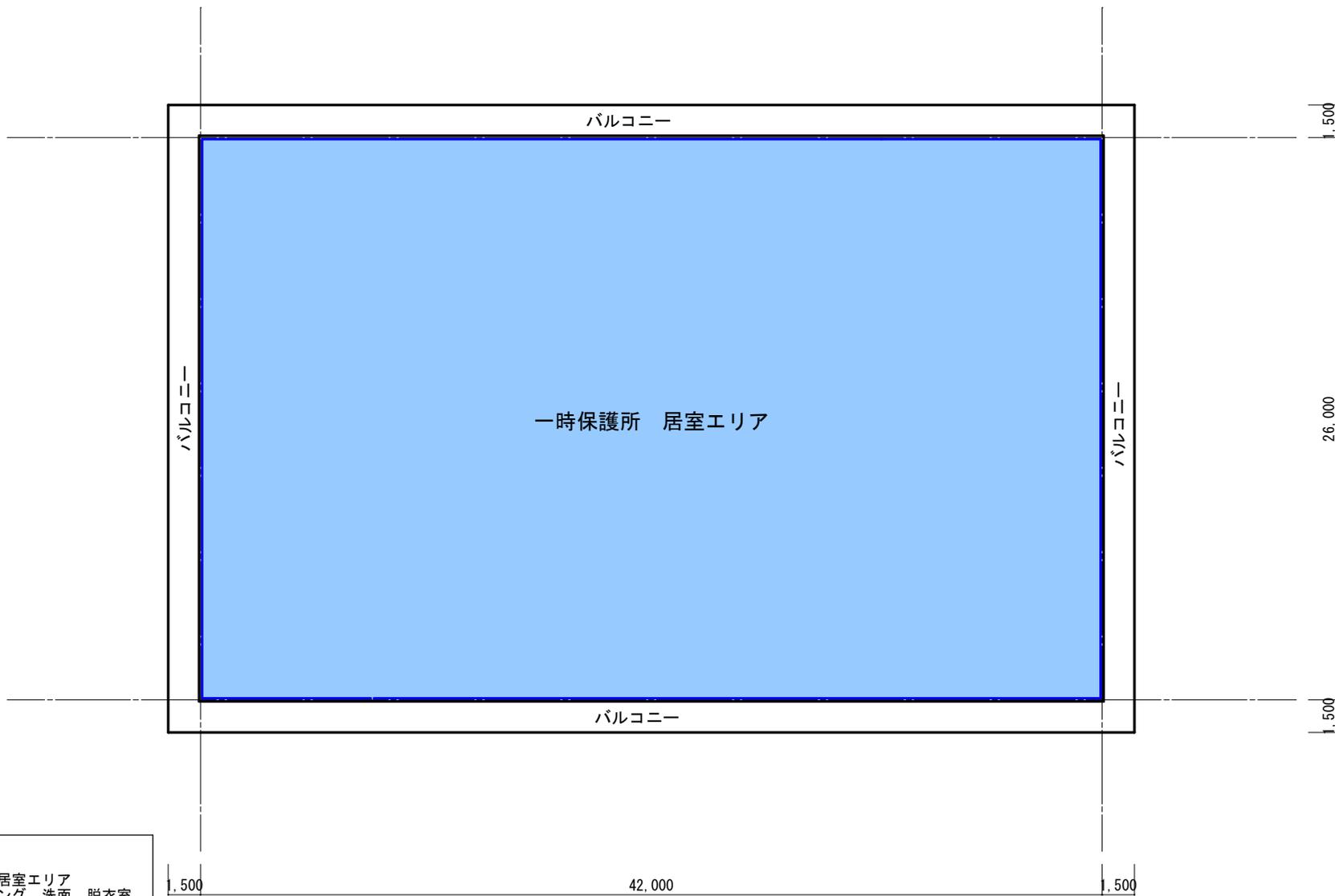


【凡例】

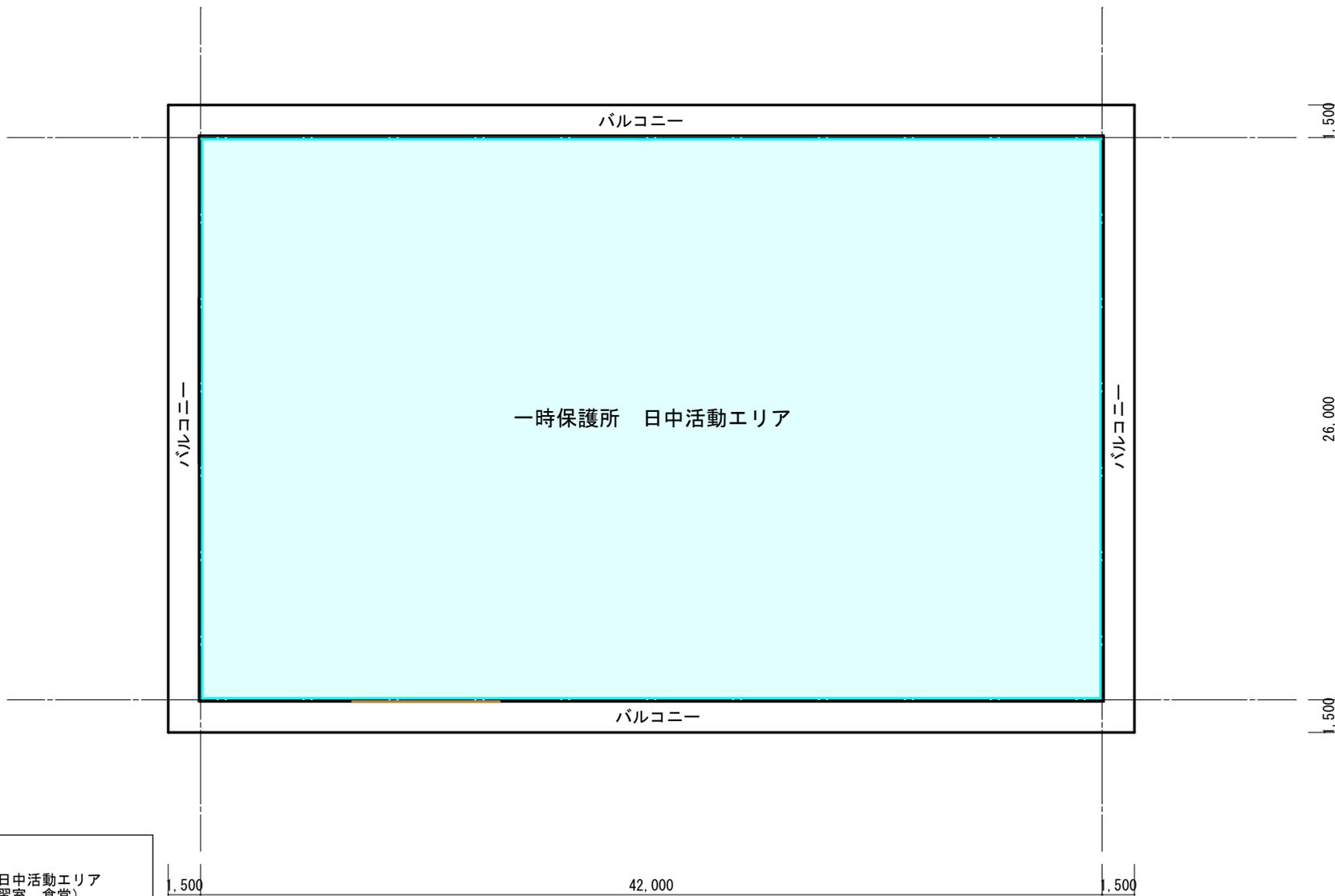
管理エリア
(職員室、警備員室、便所等)

児童相談所エリア
(相談室等)

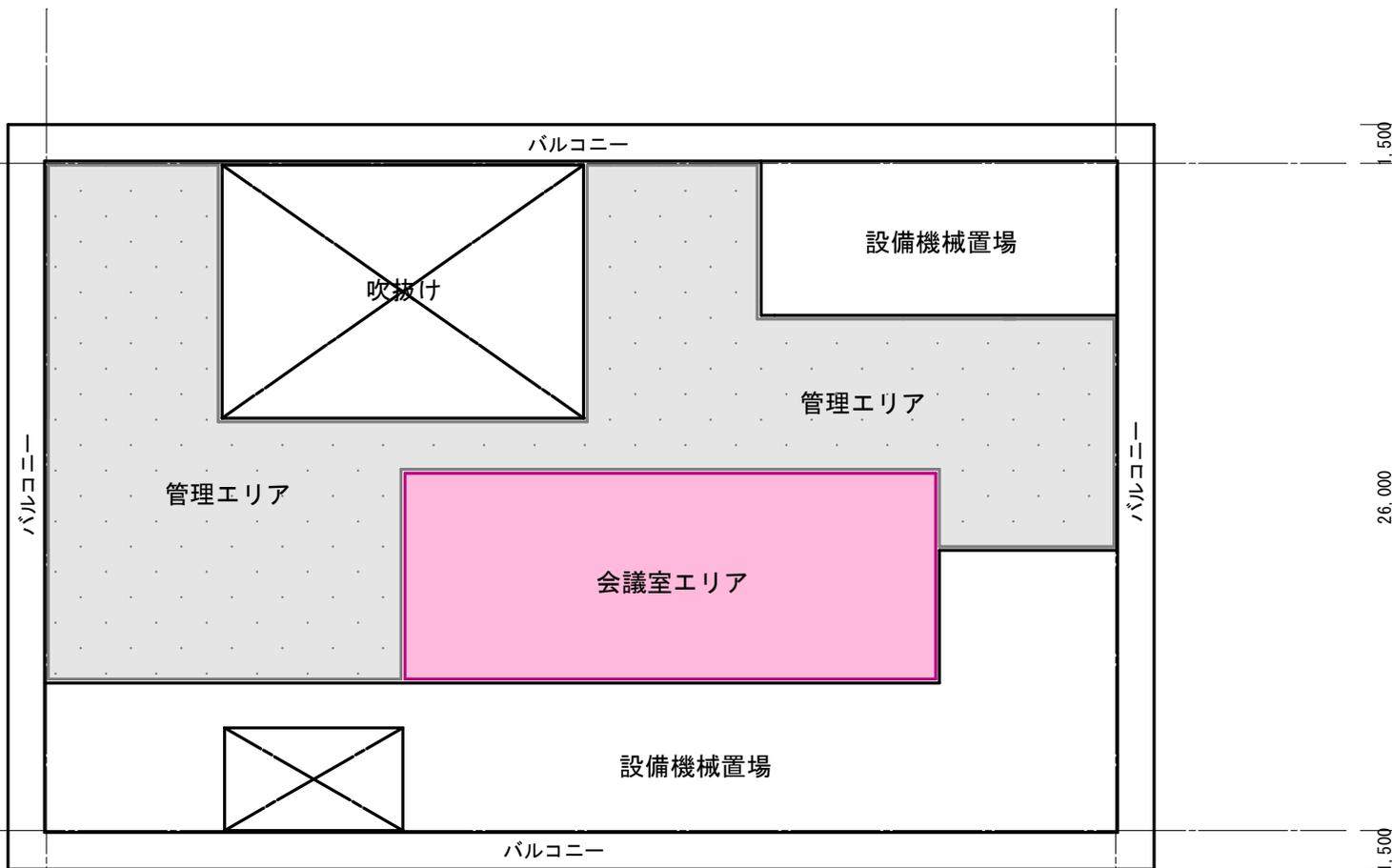
葛飾区児童相談所 配置図兼1階平面図



葛飾区児童相談所 2階平面図



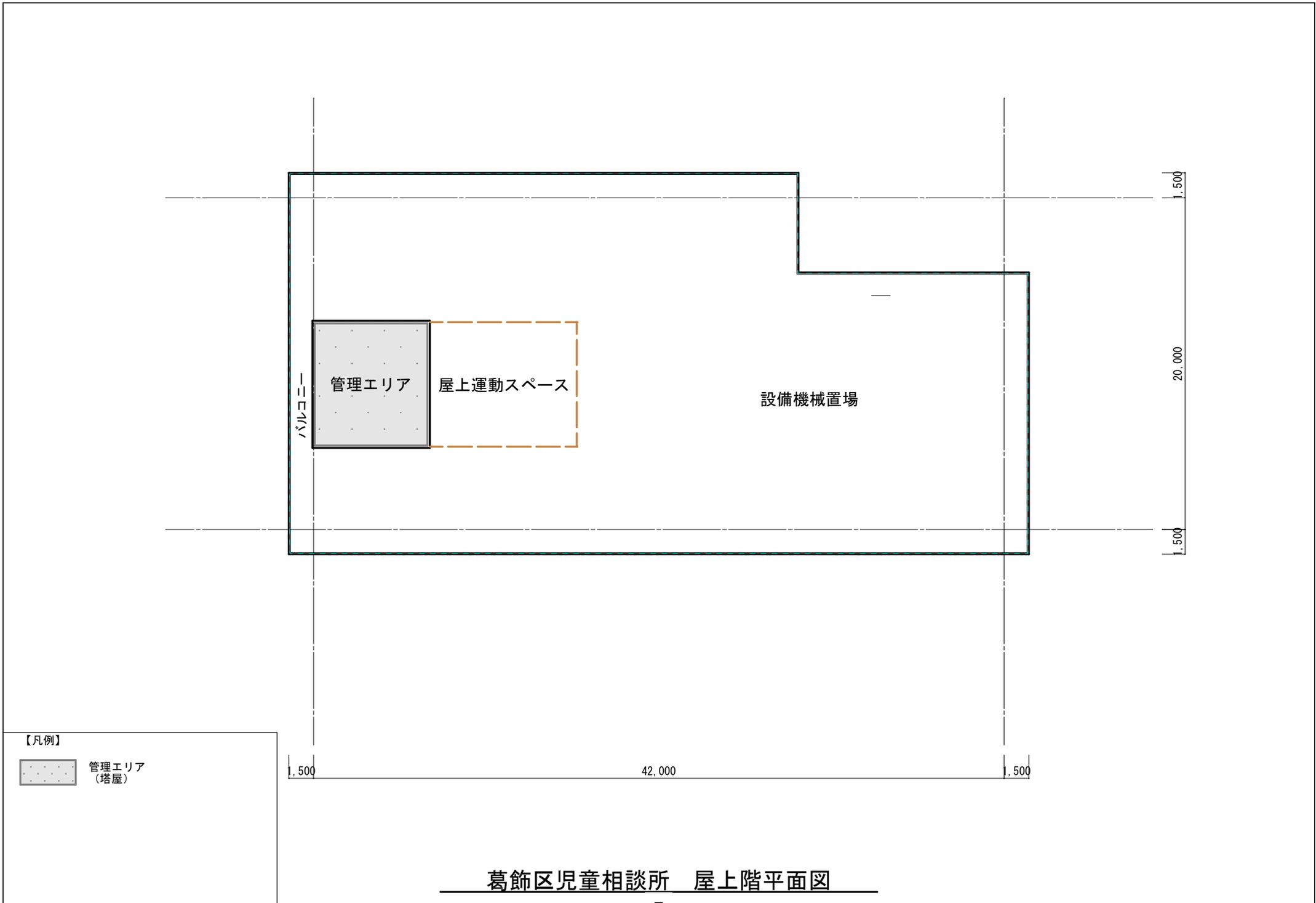
葛飾区児童相談所 3階平面図



【凡例】

-  管理エリア
(更衣室、倉庫、便所等)
-  会議室エリア

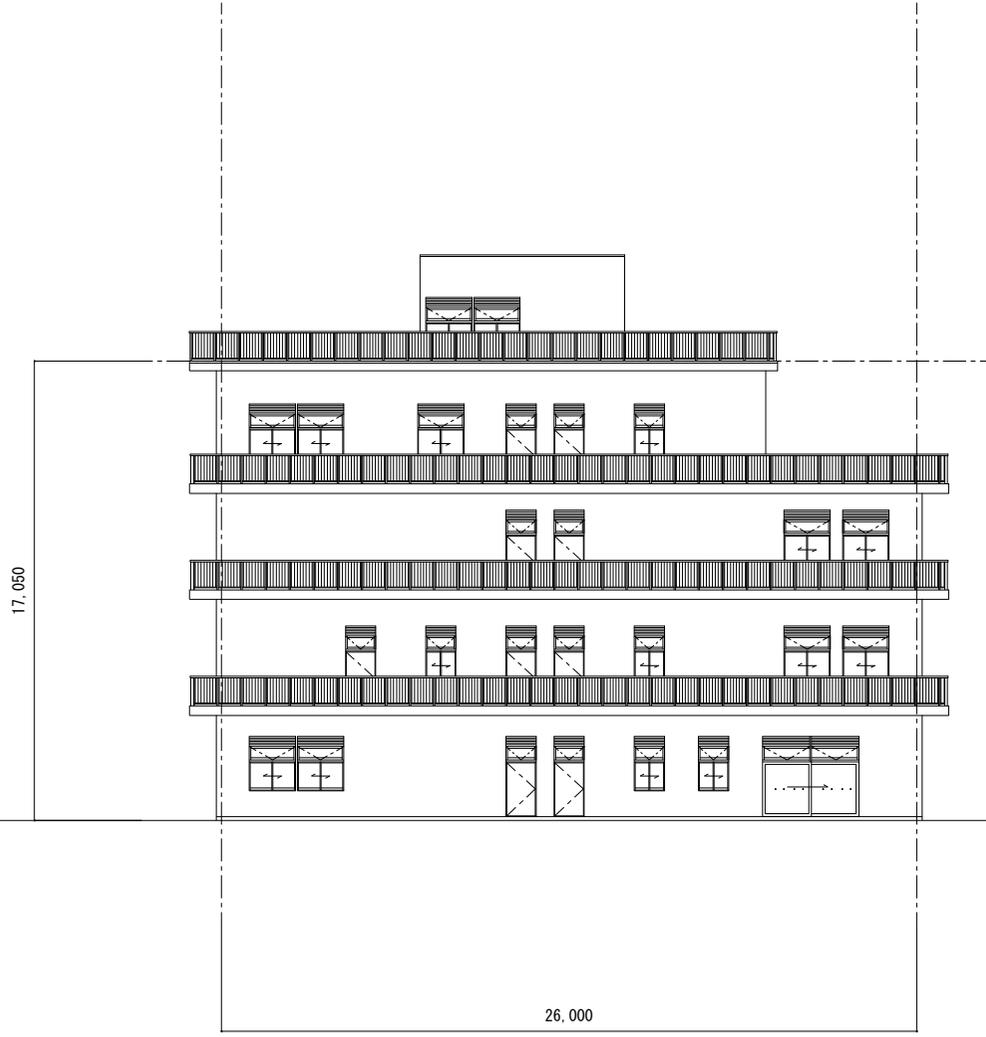
葛飾区児童相談所 4階平面図



葛飾区児童相談所 屋上階平面図

東

西

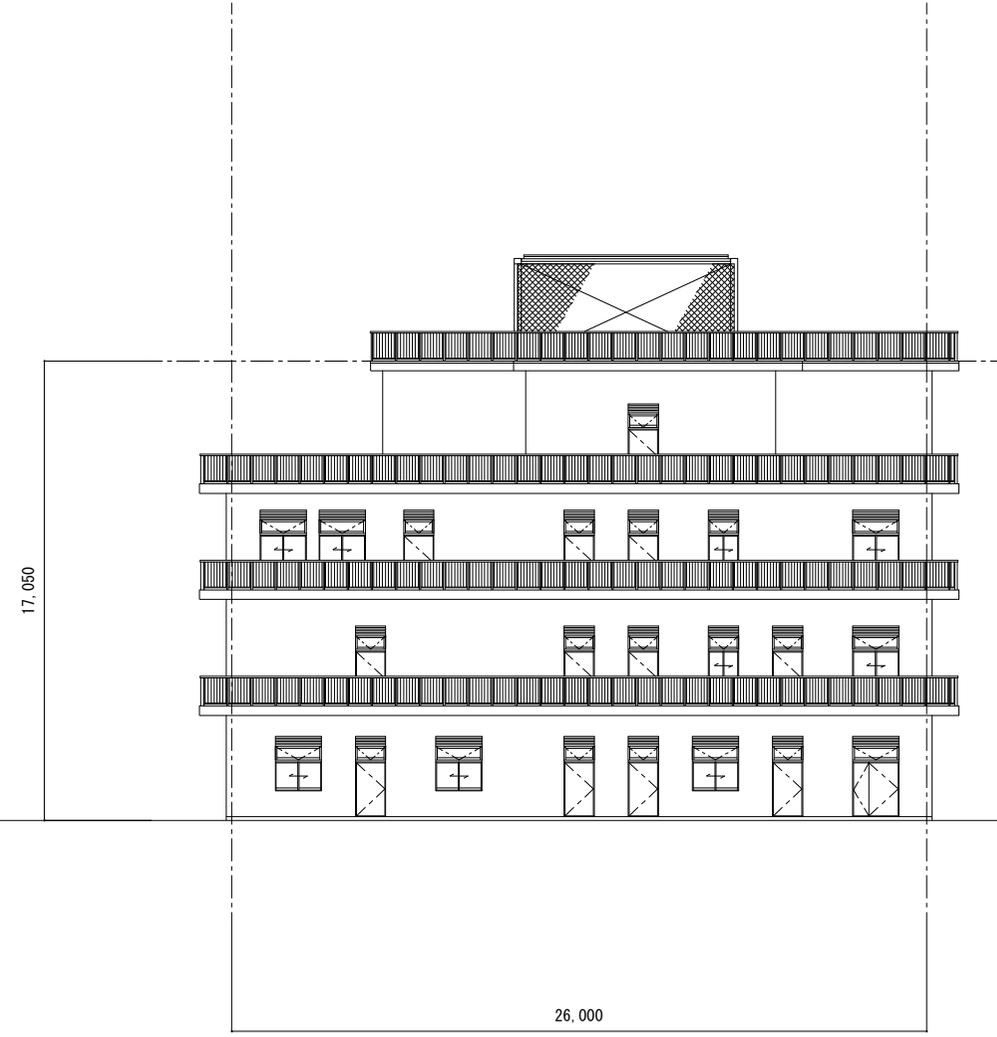


26,000

北側立面圖

西

東

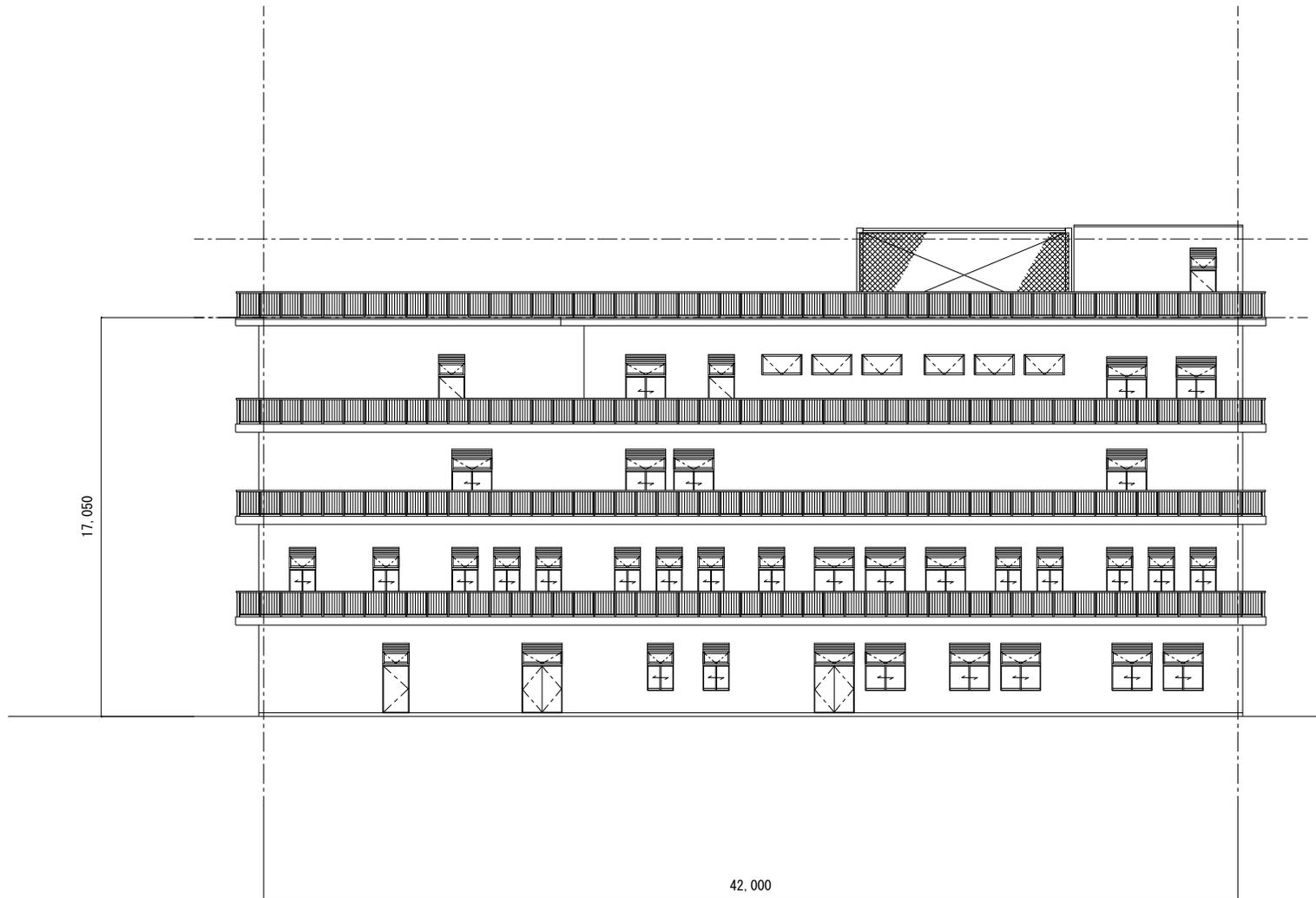


26,000

南側立面圖

南 ←

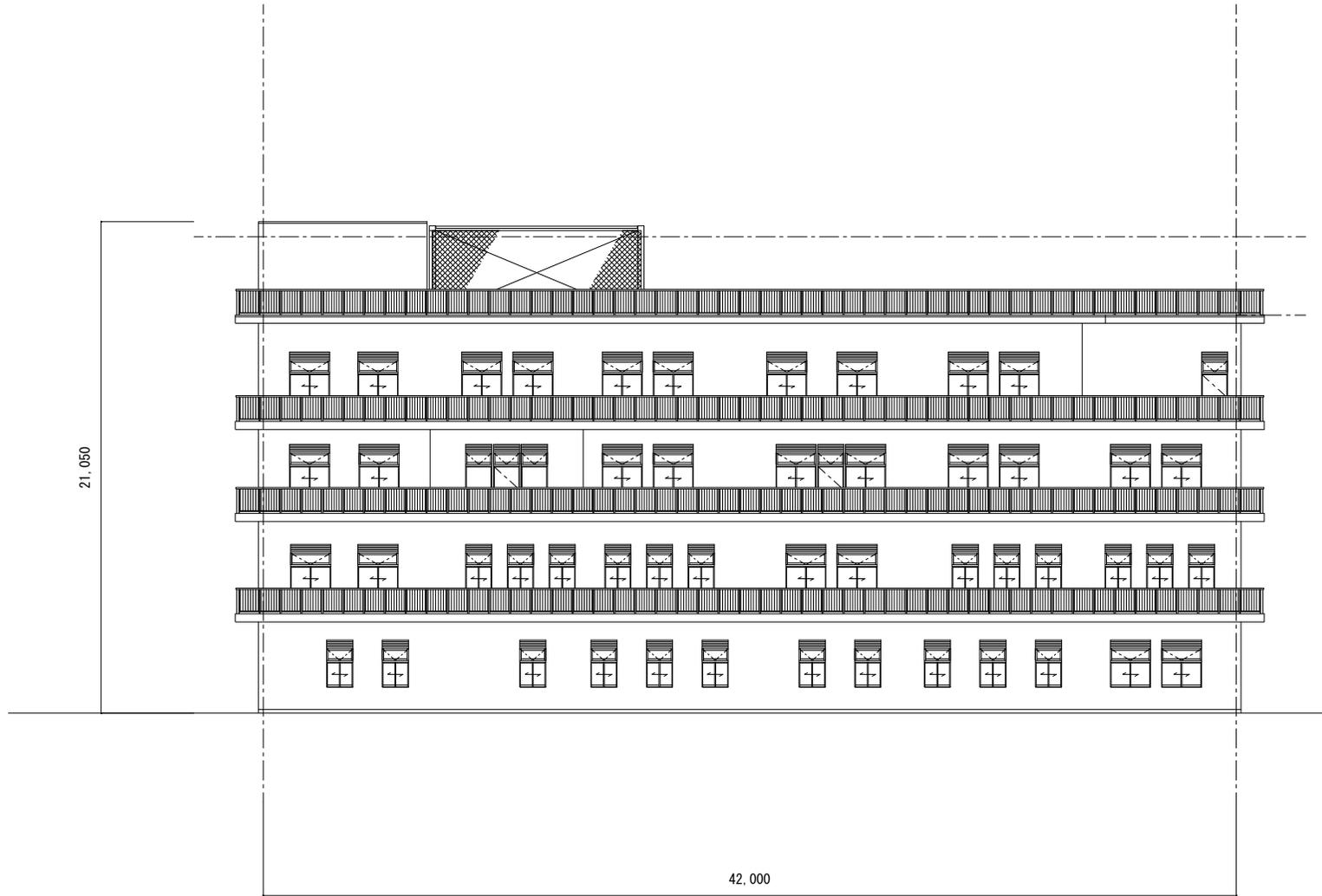
北 →



東側立面圖

北

南



西側立面图

2 整備する機能と要件

(1) 児童相談所

<p>ア 機能の概要（専門相談・援助・措置）</p>
<p>児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等が、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、判定、診断し、それに基づいて援助方針を定める。</p> <p>また、様々な事情により家庭で生活することができない子どものための援助方針を作成し、里親への委託又は児童福祉施設への入所を検討する。</p>
<p>イ 要件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談等専門相談を行う諸室（以下「専門諸室」という。）を整備する。 ・受け付けた相談に応じて、子どもと家族等の調査、心理診断、医学診断を行う環境を整備する。 ・被害確認面接が行える環境を整備する。 ・親子関係の修復や養育指導・援助を行う環境を整備する。 ・専門諸室は来所者・職員共にアクセスのしやすさに配慮した配置とする。 ・専門諸室は相談の音が外に漏れないよう配慮する。 ・来所者のプライバシーに配慮した待合（室）と動線を計画する。 ・来所者や区民に児童福祉行政の情報発信や児童虐待防止の啓発を行うための環境を整備する。 ・職員の連携を促すオープンフロアを基本とした職員室を整備する。また、将来の職員の配置基準の変更等、職員の増員に対応できる十分な広さを確保する。 ・文書倉庫を職員室に近接して配置する等働きやすさに配慮する。 ・緊急時を含め、様々な来所者に対応できる設備や動線を確保する。 ・来所者や職員のバリアフリーや安全確保に配慮する。

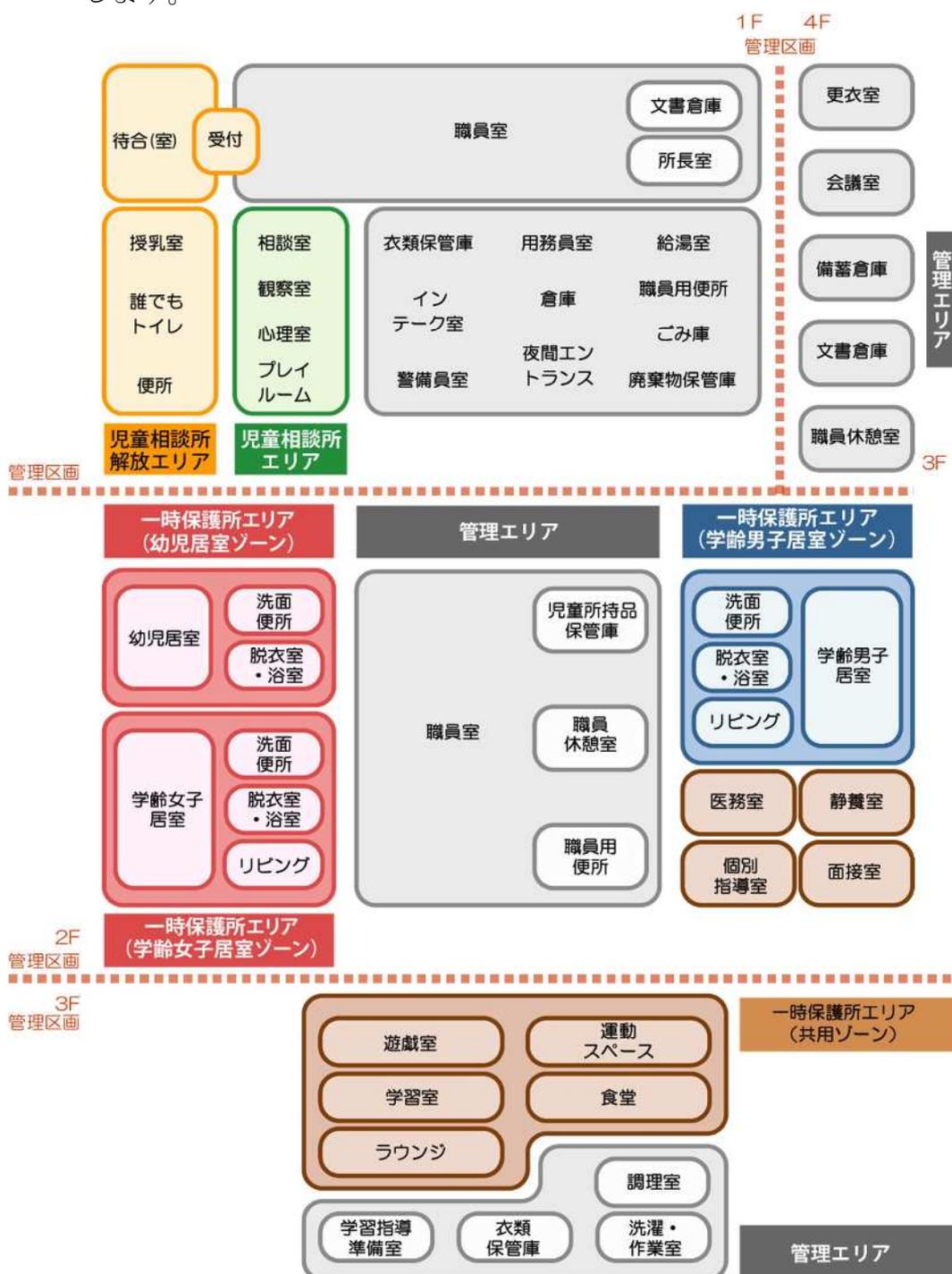
(2) 一時保護所

ア 機能の概要
<p>迅速な安全の確保やアセスメント保護を必要とするおおむね2歳から18歳未満の子どもを対象に、原則2か月を限度として、適切に保護される環境を提供する。また、生活指導や学習指導、行動観察を通し、指導・援助を行う。</p>
イ 要件
<ul style="list-style-type: none">・保護されている子どもが生活する居室や風呂、便所等生活に必要な諸室を整備する。・保護されている子どもの性別や個性に応じた生活環境を確保するため、保護居室は個室を中心に、幼児・学齢男子・学齢女子をゾーン別に整備する。・1人での生活が不安な保護されている子どもに配慮した2人部屋等を適宜整備する。・家庭的な生活環境の確保に配慮した憩いや団らんの空間を整備する。・保護されている子どもの学習の機会を確保できる学習環境を整備する。・保護されている子どもが適度に運動できる環境の確保と屋外活動の機会の確保を検討する。・保護されている子どもの居室と日中を過ごすゾーンを分けることで、メリハリがついた生活を行うよう配慮する。・アセスメントを行うための行動観察や生活指導、短期間の心理療法やカウンセリングを行うための受入れ環境を整備する。・一時保護が必要な子どもをいつでもすぐに対応できるよう十分な生活必需品を保管する。・災害発生時に速やかに施設外に避難できるよう避難動線の確保を行う。・保護されている子ども及び周辺住民相互のプライバシーに配慮する。・職員による保護されている子どもの見守りとプライバシーの両立を図る。・夜間の警察からの保護受入れができる環境を整備する。・児童相談所の落ち着いた環境を確保するため、一時保護所の振動や騒音の伝搬の抑制に配慮する。

3 必要諸室とゾーニングのイメージ

(1) エリア構成図

児童相談所エリア、一時保護所エリア、管理エリアは管理区間を明確にすることによって、それぞれのセキュリティを確保します。特に一時保護所エリアは生活空間をまとめて配置することでプライバシーの保護とセキュリティを確保します。また、一時保護受入れの動線や保護されている子どもが使用する動線は、一般の来所者が使用する動線と分離します。



(2) 児童相談所エリア

ア 必要諸室と概要

室名	概要
相談室	来所者2～3名、職員2名程度で面談・相談を行う。 職員の安全確保に配慮した設備を設置する。
待合（室）	来所・相談は基本的に予約制とするため、来所者4組・8～10名程度が待機できるスペースを設置する。 来所者同士のプライバシーの保護に配慮する。 児童福祉行政の情報発信・児童虐待防止の啓発の場所として活用する。
心理室	来所者2～3名と職員2名程度で面談・検査を行う。 箱庭療法等の行動観察を行うために必要な多様な検査道具を保管する収納を整備する。 被害確認面接を行えるようカメラや録音設備を備えた部屋を整備する。
プレイルーム	子どもの行動観察、親子関係改善支援、保護者の子育て支援を行うための遊びスペース。 マットやトランポリン等を設置する。
観察室	心理室やプレイルームで行う被害確認面接等の観察を行う。 プレイルームで行われている支援を職員が観察室で観察し、即時に助言できる機能を整備する。
便所	来所者及び職員用の男性便所・女性便所。 職員専用の便所は別途整備する。
授乳室	オムツ替えや授乳のためのスペース。 ベビーベッド、椅子、テーブル、流し台等を設置する。
誰でもトイレ	オストメイト流しを備えた車いす対応の多機能便所。

イ 配置の考え方

相談室は、初めての来所者でも分かりやすく、職員がアクセスしやすい位置に配置します。判定・検査・診断機能は、心理状況に特に配慮が求められるため、相談室から離れ、防音や遮音ができる落ち着いた環境を確保します。

エントランスは区の児童福祉行政に関する情報や虐待防止、社会的養護等に関する情報発信の場として活用できるよう整備します。また、夜間の入所者や来所者への対応を行うため、通常のエントランスとは別に夜間エントランスを警備員室の近くに設置します。

ウ ゾーニング



(3) 一時保護所エリア

ア 必要諸室と概要

一時保護所は様々な年齢の子どもが入所するため、トイレや風呂、手洗い場をはじめとする生活に関連する諸室等は幅広い年齢に対応できるようにします。

室名	概要
職員室	一時保護所職員の執務室。 保護されている子どもの1日の行動等の記録、職員間の引き継ぎ打合せ等に利用する。 事務机26席のほか、打合せテーブル、書架等を設置する。
面接室	保護されている子どもの面接及びインタビュー*を行う。 4人掛けテーブルを設置する。
居室	保護されている子どもの居室。 個室を中心に2人部屋の設置を検討する。 ベッド、収納棚、座卓を設置する。
学習室	保護されている子どもの学習スペース。 学習机、各種AV機器を設置する。
学習指導 準備室	学習指導協力員4名の控室。 学習用教材類の保管室を兼ねる。 コピー機を設置する。
遊戯室	幼児が日中に遊ぶスペース。 保育所の遊戯室の面積基準に倣う広さを確保する。
医務室	体調不良の子どもの観察・診察を行う。 診察台、診察机、看護師用事務机、薬の保管棚、冷蔵庫等を設置する。
静養室	感染症に罹患した子どもを隔離する。 集団生活に馴染めない子どもを落ち着かせる部屋。 深夜入所の子どもの居室を兼用する。 ベッド(布団)、洗面、トイレ、シャワー等を設置する。
個別指導室	集団生活に馴染めない子どもの居室。 (他者を傷つける子ども、重大事件の触法少年等) 深夜入所の子どもの居室を兼用する。 ベッド(布団)、洗面、トイレ、シャワーを設置する。

室名	概要
調理室	保護されている子ども及び一時保護所職員の食事を1日に3食提供する。間食は一時保護所職員が準備することを想定する。 検収室・調理員の更衣・事務・控室を適宜整備する。
食堂	保護されている子どもの食事スペース。 男女兼用のスペースとし、3食全て食堂で食事をとる。
ラウンジ リビング	保護されている子どもが過ごすスペース。 職員が安全管理しやすい室内配置に留意する。 ソファやテーブルのほか、書棚や玩具を整備する。
運動 スペース	保護されている子どもが運動をするスペース。 男女兼用のスペースとし、バスケットコート半面程度の広さを確保する。 可能な範囲で屋上スペース等を活用する。 近隣住民の利用は想定しない。 振動・騒音の伝搬の抑制に配慮する。
脱衣室 浴室	保護されている子ども用の浴室。 家庭と同じ個別の浴室を整備する。 保護されている子どもの自立支援のために家庭用洗濯機を男女ごとに1台設置する。
洗面・便所	保護されている子ども用の洗面手洗い及び便所。 便所は家庭と同じ個別の便所を整備する。
職員休憩室	職員の休憩室。
洗濯室 作業室	保護されている子どもの衣類を洗濯する。 洗濯機と乾燥機を設置し、適宜作業スペースを確保する。
児童所持品 保管庫	保護されている子どもの所持品を保管する。
職員用便所	一時保護所職員用の便所。 男女別に整備する。
衣類保管庫	保護されている子どもの日々の着替えを保管する。 一時保護所職員の業務負担軽減を考慮した配置を検討する。

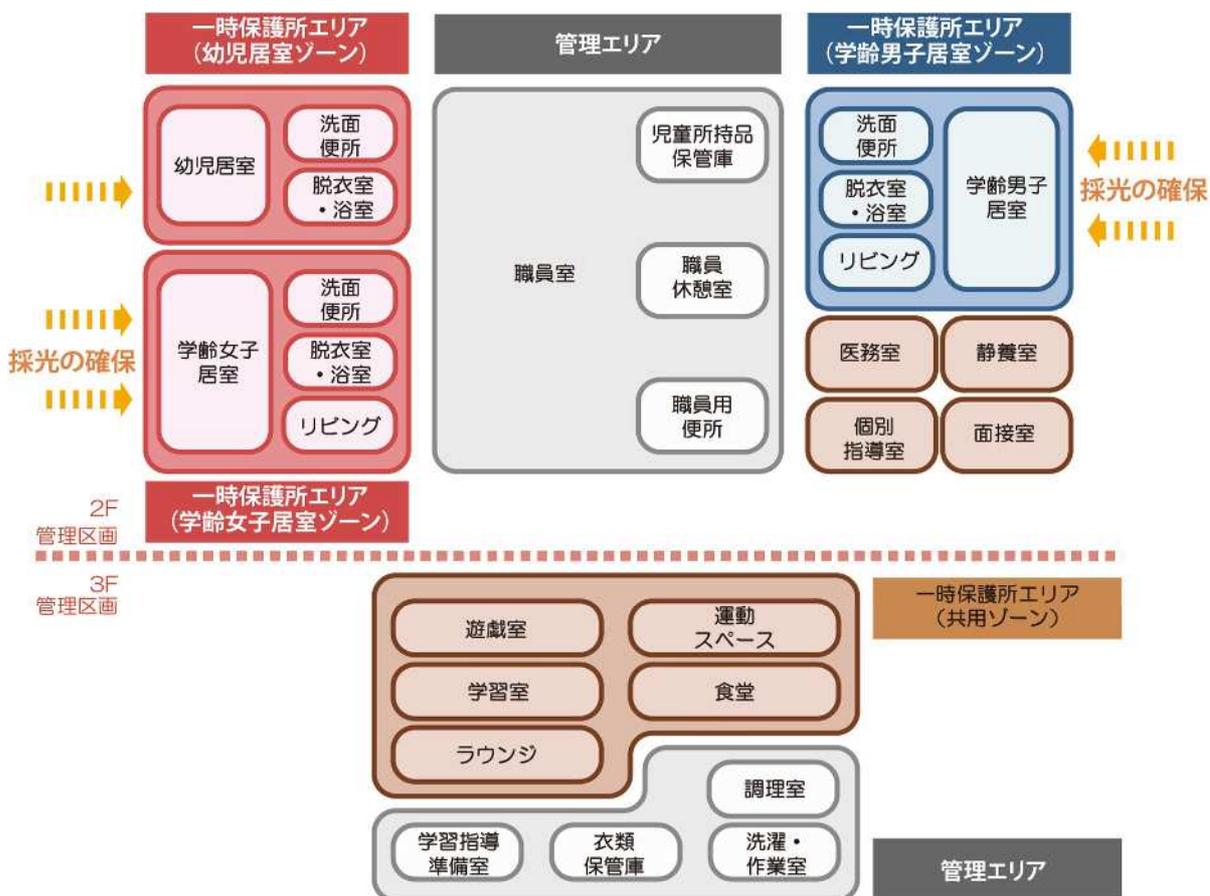
イ 配置の考え方

保護されている子どもの居室は幅広い年齢層、多様な入所者に対応できる少人数単位の複数のユニットで構成し、家庭的な温かい雰囲気と管理のしやすさを両立します。学齢男女の居室は共用ゾーンを境に明確に区分し、独立性を確保します。また、児童相談所の来所者や外部からの侵入ができないようセキュリティを確保します。

保護されている子どもが日中を過ごす共用ゾーンは居室ゾーンと区画を分けることで、メリハリのある生活を送ることができる環境を整備します。

災害時には速やかに避難が行えるよう居室の配置に配慮を行うとともに、年齢に応じた複数の避難経路を確保します。

ウ ゾーニング



(4) その他管理エリア

ア 必要諸室と概要

室名	概要
所長室	児童相談所長の執務室。
職員室	児童相談所職員の執務室。 一時保護所は勤務の特殊性から職員室は別に設置する。 事務机 80 席のほか、各種 OA 機器、打合せテーブル等を設置する。
会議室	各種職員の会議のほか、関係機関・地域との会議や研修会を開催する。 会議室（大）：80 席程度（移動間仕切壁を設置する） 会議室 ：12 席程度（2 室）
文書倉庫	ケースファイルを保管する。 行政保管文書を保管する。 A4 サイズの段ボール箱（一箱 2,500 枚程度収納）800 個程度を保管できる集密書架を想定する。
用務員室	用務員の更衣、休憩等の控室。 更衣ロッカー、事務机、手洗い等を設置する。
廃棄物保管庫 ごみ庫	施設から出されるごみを分別集積する。
職員休憩室	職員用の休憩室。 男女別に整備し、小上がりと洗面化粧台等を設置する。
更衣室	職員用の更衣室。 男女別、児童相談所職員及び一時保護所職員の兼用とし、120 名程度分のロッカーを設置する。 ロッカーは幅 900mm、3 つ割、1 段を想定する。
職員用便所	職員用の男性便所・女性便所。
警備員室	警備員の更衣、休憩等の控室。 更衣ロッカー、事務机等を設置する。
給湯室	職員用の給湯室。 流し台、冷蔵庫、食器棚等を設置する。
インテーク室	保護されている子どものインテークを行う。
備蓄倉庫	災害備蓄品を備蓄する。 浸水被害を考慮した配置を検討する。
倉庫	心理検査用具や事務用品等様々な物品を保管する。

イ 配置の考え方

児童相談所の職員室は、職員の連携と協働を促す環境を確保するため、極力まとまった位置に広い空間を確保します。また、文書倉庫は職員がアクセスしやすいよう職員室に近接して配置します。

夜間の緊急保護に対応しやすいよう、夜間エントランスとインテーク室は近接して配置し、インテーク室から一時保護所までのプライバシーと安全に配慮した動線を確保します。

ウ ゾーニング

